

大東市地域ケア会議の概要

1. 地域ケア会議とは

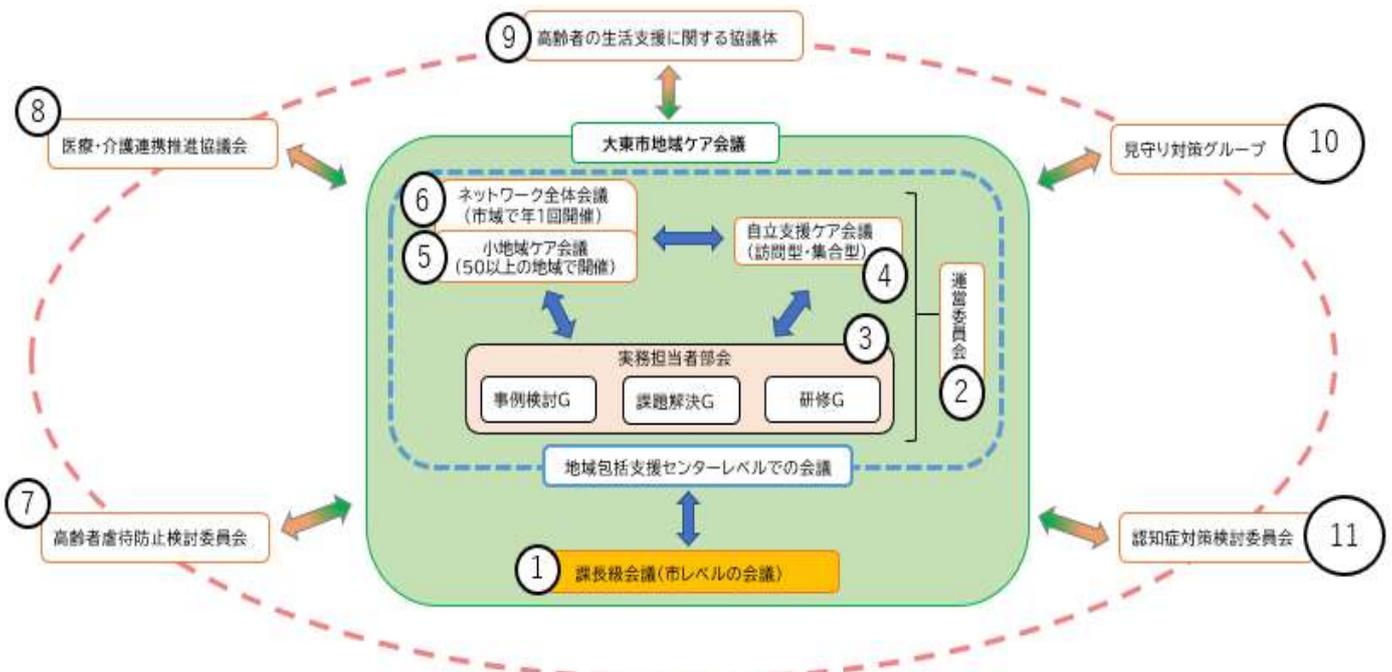
介護保険法第 115 条の 48 で定義されており、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として地域包括支援センターまたは市町村が開催する会議体。

2. 大東市における地域ケア会議について

大東市地域ケア会議は、下記の①～⑥の会議体がネットワークとして機能することにより、フォーマル、インフォーマル含めた取り組み等を生み出し、地域課題における原因の緩和・解消を目指す有機的なシステムとして運用。また、地域ケア会議は単体で機能しているのではなく、⑦～⑪の関連する会議体等とも連携し、相互に作用する体制となっている。

地域ケア会議に関する事務局は大東市地域包括支援センターが担っている。

大東市地域ケア会議の全体図



地域ケア会議 5つの機能	小地域ケア会議	ネットワーク全体会議	自立支援事例検討会 (訪問型・集成型)	実務担当者部会	課長級会議
1 個別課題解決	○		○	○	
2 地域課題発見	○	○	○	○	
3 ネットワーク構築	○	○	○	○	
4 地域づくり・資源開発	○			○	
5 政策形成				○	○

3. 大東市地域ケア会議の会議体の説明(図①～⑥)

会議体名称	内容
課長級会議 (図①)	③の会議で検討した課題に対する解決策の承認や実行に向けた検討・決定を行う。他協議体、地域のネットワークに関する報告も実施。
運営委員会 (図②)	2カ月1回開催。高齢・障害・母子・CSW・社協等の各分野の支援機関等が参加。図③～⑥の会議体に関する報告・共有を行い、運営について検討を行う。
実務担当者部会 (図③)	月に1回開催。各分野の支援機関や企業、NPO 法人等が参加。図③、④、⑤、⑥等から抽出された地域の問題における原因の緩和・解消を目的とした取り組みの検討及び情報共有・支援機関のネットワークづくりを行う。
自立支援ケア会議 (訪問型・集合型) (図④)	介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント技術の向上を目的に、地域包括支援センターの主任介護支援専門員・リハビリ専門職が、介護支援専門員の担当する1プランにつき2回の訪問を通じてアドバイスを行う「訪問型」と、市域の介護支援専門員を対象に年2回開催する「集合型」がある。
小地域ケア会議 (図⑤)	市域の細分化された 50 以上の地域で1カ月～3カ月に1回程度開催。民生委員・福祉委員・自治会長・区長・CSW等が参加し、個人単位の課題から地域全体の課題、資源等について幅広く協議を行う。
ネットワーク全体 会議 (図⑥)	年に1回、民生委員・福祉委員・自治会・地域住民等を対象にした全体会議を開催し、市域で共通する課題や対策等について共有を行う。

4. 地域ケア会議に関連する他の会議体の説明(図⑦～⑪)

会議体名称	内容
高齢者虐待防止対策 検討委員会 (図⑦)	高齢介護室・地域包括支援センターの管理者及び社会福祉士が参加し、月1回開催。高齢者虐待防止に関する啓発及び実態把握と対策の検討、高齢者虐待事例の検討を行う。
医療・介護連携推進 協議会 (図⑧)	大東・四條畷 医療介護連携推進事業における業務を円滑かつ適切に運営するため、関係団体等と連携し、多職種協働による在宅医療・介護の連携体制を構築することを目的とする協議会。
生活支援・介護予防 に関する協議体 (図⑨)	生活支援・介護予防の体制整備に向けて、NPO、民間企業、介護サービス事業所、ボランティア団体等の多様なサービス提供主体が参画し、情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。100 以上の団体が登録。
見守り対策グループ (図⑩)	高齢介護室のグループにて、地域の見守り活動の構築及び推進について検討を行う。事業者との地域の見守りに関する協定を推進する。
認知症対策委員会 (図⑪)	高齢介護室・地域包括支援センター(主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士)が参加し、月1回開催。認知症理解に関する啓発及びその家族に対する支援策の検討を行う。